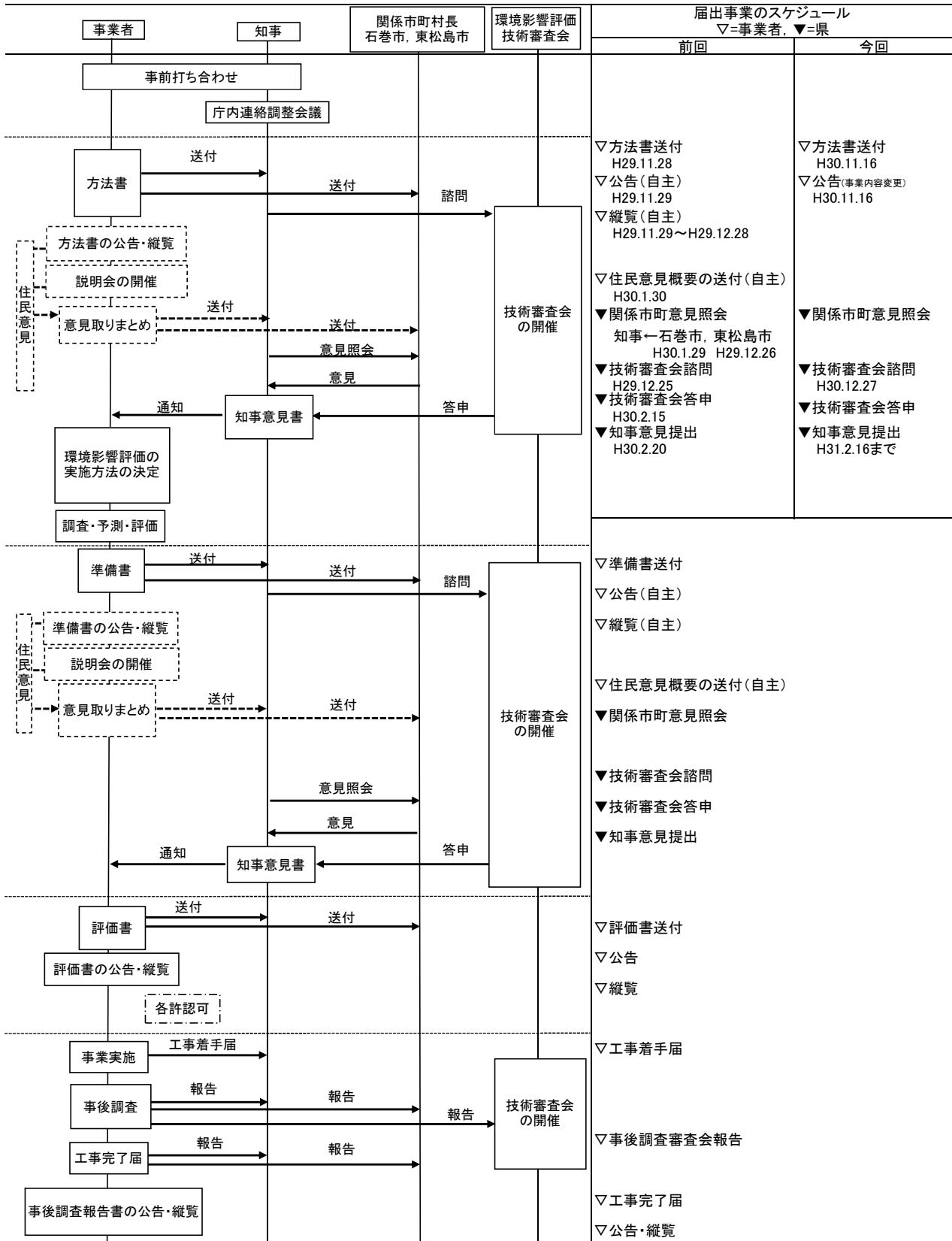


(仮称)石巻港バイオマス発電事業 環境影響評価手続フローとスケジュール

(環境影響評価条例(第2種事業)によるアセス手続き)

平成30年12月27日



※当事業は条例第2種事業であることから、図書の公告、縦覧、説明会等について規定は無いが、事業者の申し入れにより、第1種事業に準じてこれらを自主的に実施することとしている。(表中の点線欄が該当箇所)

◆環境影響評価条例（平成10年3月26日 宮城県条例第9条）

第五章 対象事業の内容の変更等

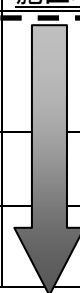
（事業内容の変更の場合の環境影響評価その他の手続）

第三十八条 事業者は、第六条第一項又は第二十六条第一項の規定による第一種事業方法書又は第二種事業方法書の送付を行ってから当該第一種事業方法書又は第二種事業方法書に係る対象事業の工事が完了するまでの間に第五条第二号又は第二十五条第二号（※第二種事業の目的及び内容）に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が第一種事業に該当するときは第五条から第九章まで、当該変更後の事業が第二種事業に該当するときは第二十五条から第九章までの規定によるそれぞれの環境影響評価その他の手続（※第二種事業方法書の作成以降の手続き）を経るとともに、規則で定めるところにより、知事及び第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長に通知しなければならない。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当する場合は、この限りでない。

◆環境影響評価施行規則（平成11年2月4日 宮城県条例第5条）

（第一種事業評価書又は第二種事業評価書の公告前における軽微な変更等）

第五十六条 条例第二十三条又は条例第三十五条の規定による公告前の条例第三十八条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、別表第四の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（略）とする。

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
十三 別表第一の十の項のへ又はトに該当する対象事業（※火力発電所の設置の事業）	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	<u>対象事業実施区域の位置</u>	<u>変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</u>
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別		

対象事業実施区域の追加場所が300m以上離れた区域であったことから、方法書の作成からの手続きを再度経るもの。